

# 防衛省仕様書改正票

D S P  
D 0003K(4)

$3\frac{1}{2}$  tトラック  
(TRUCK, CARGO)

制定 昭和 52年 3月30日  
改正 令和 6年 9月25日

この改正票は、DSP D 0003K ( $3\frac{1}{2}$  tトラック) についてのもの  
であり、DSP D 0003K (3) を含め、累積記載されている。こ  
の改正票はDSP D 0003K と併用される。

## 1.5 a) 規格 中

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| J I S B 4 6 0 4 | モンキレンチ         |
| J I S B 4 6 0 9 | ねじ回しーすりわり付きねじ用 |
| J I S B 4 6 1 4 | コンビネーションプライヤ   |
| J I S B 4 6 3 0 | スパナ            |
| J I S B 4 6 3 3 | 十字ねじ回し         |
| J I S D 1 0 1 5 | 自動車一脩行試験方法     |
| J I S D 8 1 0 1 | 自動車用油圧式携行ジャッキ  |
| J I S D 8 2 0 1 | 自動車用タイヤゲージ     |

を削除する。

## 1.5 b) 仕様書 中

|                 |            |
|-----------------|------------|
| D S P Z 9 0 0 4 | 技術変更提案書の様式 |
|-----------------|------------|

を追加する。

## 1.5 c) 法令等 に次を追加する。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)

## 2.4 ねじ部品類 を次のように改める。

ねじ部品類は、日本産業規格に規定されたもの、又は製造者標準品を使用する。

## 2.5.1 b) 中, 3), 4), 4.2) 及び5) を次のように改める。

- 3) 副変速機は、はすば歯車のコンスタントメッシュ式とし、高速及び低速に切換えができる構造とする。また、前車軸と後車軸の間に、エア式差動制限機構付きの差動装置を設ける。
- 4) 車軸は、ハブ部減速機付き、エア式差動制限機構付きの差動装置を設ける。
- 4.2) 後車軸は、全浮動式で2軸設けるとし、差動機外箱は、バンジョー形とする。また、後軸用推進軸は、前軸差動機外箱貫通形で、2軸の間にはエア式差動制限機構付きの差動装置を設ける。
- 5) タイヤは、J I S D 4 2 0 2 の12R22.5-14PRチューブレスでトレッドパターンはブロックのものを6本取り付けものとする。

なお、ホイールは、J I S D 4 1 0 2 による呼びが22.5×8.25とし、10本ボルト取付用とする。

2

D 0003K(4)

2.5.1 d) 中, 2) を次のように改める。

d) 懸架装置は, 次による。

2) 後部は, トラニオンボギー式の車軸式懸架とし, トルクロッド及び補助ばねを用いる。

2.5.1 g) 中, 16) を次のように改める。

g) 操縦室は, 次による。

16) 運転台用ほろ及びカーテンは, 高周波溶着及び縫製によって製作する。

なお, 生地は, ビニロン・ポリエステル混紡帆布(OD色)とし, ほろは9号帆布, カーテンは10号帆布を使用する。

2.5.1 h) 中, 1) 及び6) を次のように改める。

h) 荷台は, 次による。

1) 荷台は, 後部に安全バンドが取り付けられるほろ付き、 $3\frac{1}{2}$ tトラックは三方開き、 $3\frac{1}{2}$ tトラック(長)は五方開きの鋼製とする。

なお,  $3\frac{1}{2}$ tトラック(長)は, 右側・左側及び前側・後側のあおり内側に格納形フックを, 右側及び左側のあおり(床面を含む。)にシェルタ固定用ボルトの通し穴を設けるとともに, 前後に2分割する。

6) 荷台用ほろ及びカーテンは, 高周波溶着及び縫製によって製作するほか, 窓は, 取り外し可能な構造とする。

なお, 生地は, ビニロン・ポリエステル混紡帆布(OD色)とし, ほろは9号帆布, カーテンは10号帆布を使用する。

2.5.1 i) を次のように改める。

i) 灯火類は, 表3による。

なお, 灯火類に使用する電球は, 日本産業規格に規定されたもの, 又は製造者標準品を使用する。

2.5.1 k) 中, 11.1) を次のように改める。

11.1) ウインチは, トラックの前部に取り付けたドラムクラッチ付きの横置きドラム形とする。

なお, 安全装置として, 過負荷がかかる場合に作動する油圧回路を備える。

2.5.3 表4－質量 を次のように改める。

| 表4－質量     |     |                      |        | 単位 kg                   |        |
|-----------|-----|----------------------|--------|-------------------------|--------|
| 区分        |     | $3\frac{1}{2}$ tトラック |        | $3\frac{1}{2}$ tトラック(長) |        |
|           |     | ウインチ無                | ウインチ付き | ウインチ無                   | ウインチ付き |
| 空車質量      |     | 8 540                | 8 950  | 8 860                   | 9 270  |
| 空車状態の配分質量 | 前軸重 | 4 240                | 4 620  | 4 270                   | 4 660  |
|           | 後軸重 | 4 300                | 4 330  | 4 590                   | 4 610  |
| 標準積載状態の質量 |     | 12 200               | 12 610 | 12 520                  | 12 930 |
| 最大積載状態の質量 |     | 14 700               | 15 110 | 14 020                  | 14 430 |

2.6.2 表5 を次のように改める。

表5－性能・機能

| 項目      |            | 規定                                                   |
|---------|------------|------------------------------------------------------|
| 最大安定傾斜角 |            | 3 $\frac{1}{2}$ tトラックは、右側及び左側に40度未満の傾きで転覆してはならない。    |
|         |            | 3 $\frac{1}{2}$ tトラック(長)は、右側及び左側に35度未満の傾きで転覆してはならない。 |
| 渡渉能力    |            | 水位80 cmでの走行が可能とする。                                   |
| ウインチ能力  |            | ドラム最内層で54 kN以上とする。                                   |
| 走行性能    | 運行性能       | 異常があってはならない。                                         |
|         | 速度計目盛り調べ   | 訓令の規定に適合しなければならない。                                   |
|         | 燃料消費率      | 高速・第5速で50 km/hで3.5 km/L以上とする。                        |
|         | ブレーキ装置性能   | 訓令の規定に適合しなければならない。                                   |
|         | 加速能力       | 発進加速200 mで23秒以下とする。                                  |
|         | 最高速度       | 85 km/h以上とする。                                        |
|         | 登坂能力       | 58 % (tanの値) 勾配の登坂が可能とする。                            |
|         | 最小回転(旋回)半径 | 3 $\frac{1}{2}$ tトラックは、9.2 m以下とする。                   |
|         |            | 3 $\frac{1}{2}$ tトラック(長)は、10.5 m以下とする。               |
|         | 最低速度       | 異常があってはならない。                                         |
|         | 騒音         | 訓令の規定に適合しなければならない。                                   |
|         | 排気         |                                                      |
| 機能      |            | 異常があってはならない。                                         |

5.1 補給・整備性の向上 を削除する。

5.2 携行工具・附属品・予備部品 を“5.1 携行工具・附属品・予備部品” に改める。

5.2 表6－携行工具 を“5.1 表6－携行工具” とし、次のように改める。

表6－携行工具

| 名称   | 数量 | 注記     |
|------|----|--------|
| 携行工具 | 1組 | 製造者標準品 |

## 5.2 表7－附属品 を“5.1 表7－附属品”とし、

“ ”

| 名称      | 数量 | 注記                                                                     |
|---------|----|------------------------------------------------------------------------|
|         |    |                                                                        |
| 消火器     | 1  | 粉末消火器・ABC・1.8 kg・自動車用(消防法の規格適合品)とする。ただし、包装は、除くものとする。                   |
| 非常信号灯   | 1  | 国土交通省保安基準適合品、乾電池式(単3アルカリ乾電池)、懐中電灯兼用式、ミニチュアバルブ(2.5 V以上, 0.3 A)、肩掛けフック付き |
|         |    |                                                                        |
| ウインチカバー | 1  | —                                                                      |

を

“ ”

| 名称      | 数量 | 注記                                                                                                       |
|---------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         |    |                                                                                                          |
| 消火器     | 1  | 粉末消火器・ABC・1.8 kg・自動車用(消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の規格適合品)とする。ただし、包装は、除く。                                 |
| 非常信号灯   | 1  | 国土交通省保安基準適合品、乾電池式                                                                                        |
|         |    |                                                                                                          |
| ウインチカバー | 1  | 3 $\frac{1}{2}$ tトラック(ウインチ付き)及び3 $\frac{1}{2}$ tトラック(長)(ウインチ付き)に適応する種類でなければならない。ウインチをもたないトラックについては不要とする。 |

に改める。

## 5.3 承認用図面 を“5.2 承認用図面”に改める。

## 5.4 申請書類 を“5.3 申請書類”に改める。

## 5.5 納入書類 を“5.4 納入書類”に改める。

## 5.5.1 添付書類 を“5.4.1 添付書類”に改める。

## 5.5.2 提出書類 を“5.4.2 提出書類”に改める。

## 5.5 技術変更提案 を追加する。

契約の相手方は、技術変更提案を要する事項が発生した場合は、DSP Z 9004によって技術変更提案書を作成し契約担当官等に提出する。

付表 1－3  $\frac{1}{2}$  t トラックの検査項目，試験方法及び判定基準を次のように改める。

付表 1－3  $\frac{1}{2}$  t トラックの検査項目，試験方法及び判定基準

| 検査項目  |         |         | 試験方法                                                                                                                                                                | 判定基準             |
|-------|---------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| ねじ部品類 |         |         | 目視による。                                                                                                                                                              | 2.4による。          |
| 構造    |         |         |                                                                                                                                                                     | 2.5.1による。        |
| 形状    |         |         |                                                                                                                                                                     | 2.5.2による。        |
| 外観    |         |         |                                                                                                                                                                     | 2.6.1による。        |
| 定置試験  | 寸法・質量   |         | 空車状態で、トラックの全長、全幅、全高、軸距、輪距（前後）、最低地上高、荷台（内法）及び操縦室（外側）の寸法並びに車両質量について計測器などを使用して計測する。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、計測を省略し、資料の提示によって確認する。                | 2.5.2及び2.5.3による。 |
|       | 最大安定傾斜角 |         | 空車状態で、トラックを傾斜台に乗せ、トラックを右側及び左側に傾けたときの安定度を調べる。ただし、実測を行い難い場合は、計算値の提示に代えてもよい。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。                           |                  |
|       | 渡渉能力    |         | 標準積載状態又は、最大積載状態で、河底堅固な静水中を走行して調べる。又は、空車状態で、浸水によって走行不能となる部位の最低地上高を間接的方法によって計測する。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。                     | 2.6.2による。        |
|       | ウインチ性能  |         | ウインチワイヤをドラム最内層で巻き込み、ウインチの最大けん引力を測定するとともに機構部分の異状を確認する。測定回数は2回以上とする。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、測定を省略し、資料の提示によって確認する。ただし、ウインチをもたないトラックについては不要とする。  |                  |
| 走行性能  | 運行試験    | 中距離運行試験 | J I S D 1 0 2 2及びJ I S D 1 0 1 8によって最大積載状態で2 0 0 k m以上走行し、その間各装置の機能、作動、漏れ、き裂、破損、異音、過熱などを調べる。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示に代え、走行機能検査のみを行う。 |                  |
|       |         | 長坂路試験   | J I S D 1 0 1 8による。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。                                                                                 |                  |

付表 1－3 $\frac{1}{2}$  t トラックの検査項目、試験方法及び判定基準(続き)

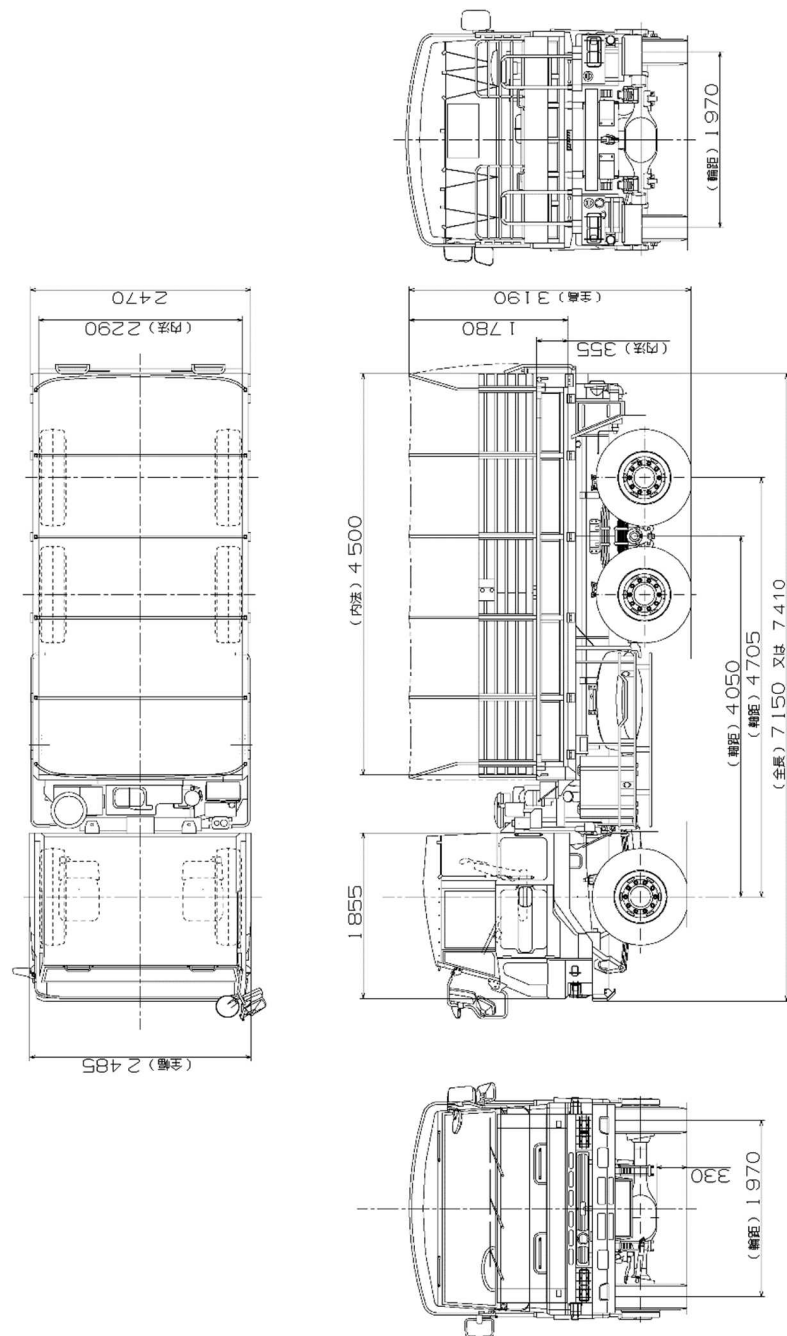
| 検査項目 |      |            | 試験方法                                                                                                                                                                                                            | 判定基準      |
|------|------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 走行性能 | 運行試験 | 不整地試験      | 標準積載状態で起伏、凹凸のある場所で10 km以上走行又は1時間走行し、走行距離及び走行時間、燃料消費量、各部の温度(大気・冷却水・潤滑油等)を計測する。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。                                                                   | 2.6.2による。 |
|      |      | 速度計目盛り調べ   | JIS D 1011による。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。                                                                                                                                  |           |
|      | 定地試験 | 燃料消費率      | JIS D 1012による。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。                                                                                                                                  |           |
|      |      | ブレーキ装置性能   | 主制動装置の試験は、訓令に基づきブレーキテストを用いて制動力を測定する。ただし、走行試験で確認する場合は、初速60 km/hで停止距離を測定する。駐車ブレーキは、最大積載状態で18 %勾配(tanの値)の平坦な乾燥したコンクリート又は同等の摩擦係数を持つ路面で停止できることを確認する。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。 |           |
|      |      | 加速性能       | JIS D 1014による。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。                                                                                                                                  |           |
|      |      | 最高速度       | JIS D 1016による。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。                                                                                                                                  |           |
|      |      | 登坂能力       | JIS D 1017による。ただし、試験場所その他やむを得ない状況によって試験を行い難い場合には、走行性能曲線図又は計算書の提示に代えてもよい。                                                                                                                                        |           |
|      |      | 最小回転(旋回)半径 | 空車状態又は最大積載状態で、かじ取りハンドルを右又は左に最大に操作して、低速で回転(旋回)した場合における最外側のわだちの中心点の軌跡の半径を調べる。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。                                                                     |           |
|      |      | 最低速度       | 最大積載状態で、舗装路面上を4 km/h以下の速度で10分間以上連続運行し、各部分の低速に対する作動状況、安定度などを調べる。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。                                                                                 |           |

付表 1－3 $\frac{1}{2}$  t トラックの検査項目，試験方法及び判定基準(続き)

| 検査項目  |      |    | 試験方法                                                                                 | 判定基準      |
|-------|------|----|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 走行性能  | 定地試験 | 騒音 | 訓令の規定に適合していることを確認する。<br>なお、同一名称及び同一型式として、納入実績があり、官側の完成検査を合格している場合は、省略し資料の提示によって確認する。 | 2.6.2による。 |
|       |      | 排気 |                                                                                      |           |
| 機能    |      |    | 作動、漏れ、異音、過熱などを調べる。                                                                   |           |
| 塗装    |      |    | 目視による。                                                                               | 2.7による。   |
| 製品の表示 |      |    |                                                                                      | 2.8による。   |
| 標識    |      |    |                                                                                      | 2.9による。   |

付図1 を次のように改める。

単位 mm



注記 トラックの全長は、種類が $3\frac{1}{2}$  tトラックの場合は、7 150 mm,  
 $3\frac{1}{2}$  tトラック (ウインチ付き) の場合は、7 410 mmとする。

| 図番    | 付図1 | 名称 | $3\frac{1}{2}$ tトラック | 尺度 | — |
|-------|-----|----|----------------------|----|---|
| 防 衛 省 |     |    |                      |    |   |



付図2 を次のように改める。

|                                                                                                                                               |     |    |                         |    |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|-------------------------|----|---|
| <div style="text-align: right;">単位 mm</div>                                                                                                   |     |    |                         |    |   |
| <p>注記   トラックの全長は、種類が<math>3\frac{1}{2}</math> tトラック（長）の場合は、8 2 5 0 mm、<br/> <math>3\frac{1}{2}</math> tトラック（長）（ウインチ付き）の場合は、8 5 1 0 mmとする。</p> |     |    |                         |    |   |
| 図番                                                                                                                                            | 付図2 | 名称 | $3\frac{1}{2}$ tトラック(長) | 尺度 | — |
| 防 衛 省                                                                                                                                         |     |    |                         |    |   |

空 白

# 防衛省仕様書

D S P

D 0003K

## 3 $\frac{1}{2}$ tトラック

制定 昭和 52. 3. 30

改正 平成 29. 12. 22

(TRUCK, CARGO)

### 1 総則

#### 1.1 適用範囲

この仕様書は、人員・補給品の輸送、火砲けん(牽)引などに使用するキャブオーバー形総輪駆動の3  $\frac{1}{2}$  tトラック及びコンテナ・シェルタの運搬、各種トレーラのけん引などに使用するキャブオーバー形総輪駆動の3  $\frac{1}{2}$  tトラック(長)について規定する。

なお、この仕様書で3  $\frac{1}{2}$  tトラック及び3  $\frac{1}{2}$  tトラック(長)を総称している場合は、単にトラックという。

#### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、JIS D 0101、JIS D 0102及びJIS D 0105による。

##### 1.2.1

##### 空車状態

空車状態とは、トラックに燃料、潤滑油、冷却水などを全量搭載し、携行工具、附属品及び予備部品を取付位置などに収納した状態をいう。ただし、タイヤチェーン、燃料携行缶、洋形おの、ショベル及びバチツルハシは、含まないものとする。

##### 1.2.2

##### 標準積載状態

標準積載状態とは、空車状態のトラックに操縦手1名(80 kg)、助手1名(80 kg)及び正規積載質量(3 500 kg)の荷物を均等に積載した状態をいう。

##### 1.2.3

##### 最大積載状態

最大積載状態とは、空車状態のトラックに操縦手1名(80 kg)、助手1名(80kg)及び最大積載質量[3  $\frac{1}{2}$  tトラックは、6 000 kg、3  $\frac{1}{2}$  tトラック(長)にあつては、5 000 kg]の荷物を均等に積載した状態をいう。

なお、この状態での運行は、原則として路上とする。

### 1.3 種類

種類は、表 1 による。

表 1－種類

| 種類                               | 物品番号            |
|----------------------------------|-----------------|
| 3 $\frac{1}{2}$ tトラック            | 2320-283-6672-5 |
| 3 $\frac{1}{2}$ tトラック(ウインチ付き)    | 2320-283-6674-5 |
| 3 $\frac{1}{2}$ tトラック(長)         | 2320-283-6691-5 |
| 3 $\frac{1}{2}$ tトラック(長)(ウインチ付き) | 2320-231-9891-5 |

### 1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、種類による。

例 3  $\frac{1}{2}$  tトラック

## 1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 規格

|                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| J I S A 8 9 0 2 | ショベル及びスコップ                |
| J I S B 4 6 0 4 | モンキレンチ                    |
| J I S B 4 6 0 9 | ねじ回し—すりわり付きねじ用            |
| J I S B 4 6 1 4 | コンビネーションプライヤ              |
| J I S B 4 6 3 0 | スパナ                       |
| J I S B 4 6 3 3 | 十字ねじ回し                    |
| J I S D 0 1 0 1 | 自動車の種類に関する用語              |
| J I S D 0 1 0 2 | 自動車用語—自動車の寸法, 質量, 荷重及び性能  |
| J I S D 0 1 0 5 | トラックの普通荷台に関する用語           |
| J I S D 1 0 1 1 | 自動車部品—スピードメーター校正方法        |
| J I S D 1 0 1 2 | 自動車—燃料消費率試験方法             |
| J I S D 1 0 1 4 | 自動車加速試験方法                 |
| J I S D 1 0 1 5 | 自動車—惰行試験方法                |
| J I S D 1 0 1 6 | 自動車最高速度試験方法               |
| J I S D 1 0 1 7 | 自動車—急坂路試験方法               |
| J I S D 1 0 1 8 | 自動車長坂路試験方法                |
| J I S D 1 0 2 2 | 自動車運行試験方法                 |
| J I S D 4 1 0 2 | 空気入りタイヤ用ホイール及びリム—用語・呼び・表示 |
| J I S D 4 2 0 2 | 自動車用タイヤ—呼び方及び諸元           |
| J I S D 4 2 1 1 | 自動車用タイヤバルブコア              |
| J I S D 5 3 0 1 | 始動用鉛蓄電池                   |
| J I S D 6 6 0 6 | トラックトラクタ及びトレーラ用7極電線カップリング |
| J I S D 8 1 0 1 | 自動車用油圧式携行ジャッキ             |
| J I S D 8 2 0 1 | 自動車用タイヤゲージ                |
| J I S G 3 5 2 5 | ワイヤロープ                    |
| J I S K 5 5 7 2 | フタル酸樹脂エナメル                |
| J I S K 5 6 5 1 | アミノアルキド樹脂塗料               |
| J I S R 3 2 1 1 | 自動車用安全ガラス                 |
| N D S Z 8 0 1 1 | 角形銘板                      |
| N D S Z 8 2 0 1 | 標準色                       |

## b) 仕様書

|                 |       |
|-----------------|-------|
| D S P Z 1 0 0 5 | 燃料携行缶 |
|-----------------|-------|

## c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

このトラックは、自衛隊の使用する自動車に関する訓令(以下、訓令という。)に適合するものとする。

### 2.2 部品・付加材等・工具類の互換性

官側で保有する部品、付加材等及び工具類の使用に、極力互換性があるものとする。

### 2.3 構成

構成は、次による。

- a) 機関
- b) 動力伝達装置及び走行装置
- c) ブレーキ装置
- d) 懸架装置
- e) かじ取り装置
- f) フレーム
- g) 操縦室
- h) 荷台
- i) 灯火類
- j) 動力取出装置
- k) 附属装置など

### 2.4 ねじ部品類

ねじ部品類は、日本工業規格に規定されたもの、又は同等品を使用するものとする。

### 2.5 構造・形状・寸法・質量

#### 2.5.1 構造

構造は、次による。

- a) 機関は、次によるほか、後処理装置を設けないものとする。
  - 1) 種類・形式 4サイクル水冷ディーゼル機関
  - 2) 最大出力 約220 kW／2 000 min<sup>-1</sup> (ネット)
  - 3) 最大トルク 約1 220 N・m／1 400 min<sup>-1</sup> (ネット)
  - 4) 充電発電機 交流式 24 V－50 A(ブラシレス)
  - 5) 始動電動機 ビニオンシフト式 24 V－5.5 kW
  - 6) 燃料タンク 容量 約190 L
  - 7) 始動用鉛蓄電池 J I S D 5301の145F51又は同等品 2個
- b) 動力伝達装置及び走行装置は、次による。
  - 1) 駆動方式は、フルタイム6WDとする。
  - 2) 主変速機は、自動式とし、変速段は、前進6段後進1段とする。
  - 3) 副変速機は、はすば歯車のコンスタントメッシュ式とし、高速及び低速に切換えができる構造とする。また、前車軸と後車軸の間に、エア式差動制限機構付きの作動装置を設けるものとする。
  - 4) 車軸は、ハブ部減速機付き、エア式差動制限機構付きの作動装置を設けるものとする。
    - 4.1) 前車軸は全浮動式とし、差動機外箱は、バンジョー形とする。
    - 4.2) 後車軸は、全浮動式で2軸設けるものとし、差動機外箱は、バンジョー形とする。また、後軸用推進軸は、前軸差動機外箱貫通形で、2軸の間にはエア式差動制限機構付きの作動装置を設ける。
  - 5) タイヤは、J I S D 4202の12R22.5－14PRチューブレスでトレッドパターンはブロックのものを6本取り付けものとする。

なお、ホイールは、J I S D 4 2 0 2 による呼びが22. 5×8. 25とし、10本ボルト取付用とする。

c) ブレーキ装置は、次による。

1) 常用ブレーキは、空気倍力装置付きの空気圧油圧複合式6輪作動形とし、制動力制御装置としてアンチロックブレーキシステムを設けるものとする。

2) 駐車ブレーキは、空気式後4輪制動形スプリングブレーキとする。

なお、駐車ブレーキレバーは、ボタン式ストレート形とする。

3) 補助ブレーキとして排気ブレーキを設けるものとする。

d) 懸架装置は、次による。

1) 前部は、縦置き半円板ばね式の車軸式懸架とし、ショックアブソーバには、筒型油圧複動式を用いるものとする。

2) 後部は、トラニオンボギー式の車軸式懸架とし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、トルクロッド及び補助ばねを用いるものとする。

e) かじ取り装置は、次による。

1) ハンドルの位置は、右側としステアリングロック付きとする。

2) 歯車形式は、パワーステアリング装置付きのボールスクルー式とする。

f) フレームは、コ形断面のはしご形とする。

なお、3 $\frac{1}{2}$ トラック(長)のリヤバンパは、3 $\frac{1}{2}$ トラックと比較し高形とする。

g) 操縦室は、次による。

1) 操縦室は、油圧式ティルト式のセミクローズドキャブとし、前窓は前倒しが可能な構造とする。

2) 乗車定員は、2名とする。

3) 前窓、側面ドアなどに使用するガラスは、表2による。

表2ーガラスの種類

| 部位   | 規定                       |
|------|--------------------------|
| 前窓   | J I S R 3 2 1 1 の合わせガラスA |
| 側面ドア | J I S R 3 2 1 1 の強化ガラス   |
| 三角窓  |                          |

4) ワイパは、ワイパブレード3個を取り付けた3モード(高速、低速及び間欠)の電動リンク式とする。

5) ドアは、鋼製とし、開閉窓並びにキーシリンダ及びロック機能を設けるものとする。

6) 計器盤には回転計、電圧計、水温計、燃料計などの計器を設けるとともに、操縦手が容易に確認できる有効な照明装置を備えるものとする。また、操縦手が容易に確認できるアップビームのインジケータランプ及び機関低油圧ウォーニングランプを取り付けるものとする。

7) 空調装置(エアコン)を取り付けるものとし、容量は、操縦室に適合した容量とする。

8) 消火器の取付具を、操縦手席の付近に取り付けるものとする。

9) 非常信号灯の取付具を、助手席の付近に取り付けるものとする。

10) 車両用ラジオを取り付けるものとする。

11) 操縦手席用、助手席用のサンバイザを取り付けるものとする。

12) 灰皿を、操縦手席及び助手席の付近に取り付けるものとする。

13) 握り棒を、助手席前方に取り付けるものとする。

14) 2極丸形コネクタ用コンセントを、助手席の付近に設けるものとする。

15) ほろ骨は、ほろのたるみを支えるように取り付けるものとする。

なお、ほろ骨は、鋼製とし、取り外しができる構造とする。

16) 運転台用ほろ及びカーテンは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、高周波溶着及び縫製によって製作する

ものとする。

なお、生地は、ビニロン・ポリエステル混紡帆布(OD色)とし、ほろは9号帆布、カーテンは10号帆布を使用するものとする。

- 17) 低空気圧警報ブザーは、エアタンクの空気圧がおおむね0.5 MPa以下のときに駐車ブレーキレバーを解放すると作動する構造とする。

h) 荷台は、次による。

- 1) 荷台は、後部に安全バンドが取り付けられるほろ付きの三方開き鋼製とする。

なお、3 $\frac{1}{2}$ トラック(長)には、右側・左側及び前側・後側のあおり内側に格納形フックを、右側及び左側のあおり(床面を含む。)にシエルタ固定用ボルトの通し穴を設けるとともに、前後に2分割したものとし、他の種類にフック、ボルト通し穴等を取り付ける場合は、調達要領指定書によって指定する。

- 2) 後あおりは、外側に格納式のはしご形ステップを左右各1個設けるものとし、内側に埋込式のステップを設けるものとする。

- 3) 床板は、厚さ3.2 mmの平鋼板とする。

- 4) 荷台の乗車定員は、3 $\frac{1}{2}$ トラックは22名、3 $\frac{1}{2}$ トラック(長)にあつては24名とし、乗員用の折り畳みいすとして兼用できる構造の木製サイドラックを設けるものとする。ただし、3 $\frac{1}{2}$ トラックの折り畳みいす部及び3 $\frac{1}{2}$ トラック(長)のサイドラックは、前後2分割したものを設けるものとする。

なお、いすとして使用する場合には、ロックできるものとする。

- 5) ほろ骨は、鋼管製とし、取り外しができる構造とする。

- 6) 荷台用ほろ及びカーテンは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、高周波溶着及び縫製によって製作するものとし、窓は、取り外し可能な構造とする。

なお、生地は、ビニロン・ポリエステル混紡帆布(OD色)とし、ほろは9号帆布、カーテンは10号帆布を使用するものとする。

i) 灯火類は、表3による。

なお、灯火類に使用する電球については、日本工業規格に規定されたもの又は同等品を使用する。

表3－灯火類

| 名称          |        | 規定            | 数量 |
|-------------|--------|---------------|----|
| 霧灯          |        | 24 V 55 W     | 2  |
| 管<br>制<br>灯 | 運転灯    | 24 V 25 W     | 1  |
|             | 制動灯・尾灯 | 24 V 5 W又は6 W | 4  |
|             | 車幅灯    |               | 2  |
|             | 室内灯    |               | 1  |
| 室内灯         |        | 24 V 10 W     | 1  |

- j) 動力取出装置は、3 $\frac{1}{2}$ トラック(ウインチ付き)の場合又は3 $\frac{1}{2}$ トラック(長)(ウインチ付き)の場合に設けるものとし、ウインチ駆動の動力を変速機側面から取り出す方式でコンスタントメッシュ式とする。

k) 附属装置などは、次による。

- 1) 予備タイヤ1本を収納できる取付具を取り付けるものとする。

- 2) 燃料携行缶<sup>1)</sup>1個を収納できる取付具を、荷台前部に取り付けるものとする。

注<sup>1)</sup> DSP Z 1005の燃料携行缶

- 3) 自動車番号標を、トラックの前部及び後部に取り付けるものとする。

- 4) 調達要領指定書によって指定する場合を除き、洋形おの<sup>2)</sup>、ショベル<sup>3)</sup>、パチツルハシ<sup>4)</sup>の取付具を、荷台下部に取り付けるものとする。

注<sup>2)</sup> 洋形おの、頭部重量約1.8 kg、頭部寸法約130 mm(刃先)×170 mm、柄の長さ約900 mm

3) J I S A 8 9 0 2 のショベル, 丸形2番

4) バチツルハシ, 頭部重量約2. 5 kg, 頭部全長約600 mm, 柄の長さ約900 mm

- 5) 調達要領指定書によって指定する場合を除き, 小銃保持具を, 操縦手席及び助手席の付近にそれぞれ取り付けるものとする。
- 6) 調達要領指定書によって指定する場合を除き, 電源供給用ソケットを, 荷台の下部に取り付けられる構造とする。
- 7) 巻込防止装置は, 可変式又は固定式とし, 調達要領指定書によって指定する場合を除き, 可変式とする。
- 8) 施錠ができるタイヤチェーン収納箱を, 荷台の下部に左右各1個取り付けるものとする。
- 9) 調達要領指定書によって指定する場合を除き, 泥ねい(濘)地脱出のためのマットなどの取付具を荷台の下部に取り付けるものとする。
- 10) けん引装置の構造は, 次による。

10. 1) ピントルフック及びエアジョイントは, トラックの後端に取り付けるものとし, 3 $\frac{1}{2}$ tトラックの場合は, 1tトレーラ, 各種けん(牽)引砲(路上のみ低速走行)のけん引ができる構造とし, 3 $\frac{1}{2}$ tトラック(長)の場合は, 1tトレーラ, ホーク情報調整中枢(ICC), 中隊指揮装置(BCP), パレットトレーラ, 発電機トレーラなど(路外低速走行)のけん引ができる強化形ピントルフックを取り付けるものとする。また, フレーム前部左右に, けん引, 回収などに使用するフックを各1個設けるものとする。
10. 2) 7極電線カップリングのソケット<sup>5)</sup>を, トラックの後端に取り付けるものとする。

注<sup>5)</sup> J I S D 6 6 0 6 の7TS-1

- 11) ウインチ装置は, 3 $\frac{1}{2}$ tトラック(ウインチ付き)の場合又は3 $\frac{1}{2}$ tトラック(長)(ウインチ付き)の場合に設けるものとし, 構造は, 次による。
11. 1) ウインチは, トラックの前部に取り付けたドラムクラッチ付きの横置きドラム形とし, 能力は, ドラム最内層で54 kN以上とする。
- なお, 安全装置として, 過負荷がかかる場合に作動する油圧回路を備えるものとする。
11. 2) ワイヤロープは, 一端に単索時の最大荷重に耐えられるフックを備えた J I S G 3 5 2 5 のワイヤロープ I WRC 6×Fi(25) 普通ZよりB種14 mmとし, 有効長は約40 mとする。
11. 3) 操作レバーは, 操縦室に設けるものとする。
- 12) 操縦室を, ティルトした状態で機関を始動できるよう, サブスタータスイッチを設けるものとする。
- 13) 調達要領指定書によって指定する場合を除き, 中型輸送機による空輸が可能な構造とする。

## 2. 5. 2 形状・寸法

形状及び寸法は, 付図 1 及び付図 2 を標準とする。

## 2. 5. 3 質量

質量は, 表 4 を標準とする。

| 表 4－質量    |   | 単位 kg                 |        |                          |        |
|-----------|---|-----------------------|--------|--------------------------|--------|
| 区分        |   | 3 $\frac{1}{2}$ tトラック |        | 3 $\frac{1}{2}$ tトラック(長) |        |
|           |   | ウインチ無                 | ウインチ付き | ウインチ無                    | ウインチ付き |
| 空車質量      |   | 8 540                 | 8 950  | 8 860                    | 9 270  |
| 空車状態の配分質量 | 前 | 4 240                 | 4 620  | 4 270                    | 4 660  |
|           | 後 | 4 300                 | 4 330  | 4 590                    | 4 610  |
| 標準積載状態の質量 |   | 12 200                | 12 610 | 12 520                   | 12 930 |
| 最大積載状態の質量 |   | 14 700                | 15 110 | 14 020                   | 14 430 |



## 2.6 外観・性能・機能

### 2.6.1 外観

外観は、次による。

- a) 有害なきず、割れ、まくれその他の欠陥があつてはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきに、むらがあつてはならない

### 2.6.2 性能・機能

性能及び機能は、付表 1 の試験方法によって試験したとき、表 5 による。

表 5－性能・機能

| 項目      |             | 規定                                                   |
|---------|-------------|------------------------------------------------------|
| 最大安定傾斜角 |             | 3 $\frac{1}{2}$ tトラックは、右側及び左側に40度未満の傾きで転覆してはならない。    |
|         |             | 3 $\frac{1}{2}$ tトラック(長)は、右側及び左側に35度未満の傾きで転覆してはならない。 |
| 走行性能    | 運行性能        | 異常があつてはならない。                                         |
|         | 最小回転(旋回) 半径 | 3 $\frac{1}{2}$ tトラックは、9. 2 m以下とする。                  |
|         |             | 3 $\frac{1}{2}$ tトラック(長)は、10. 5 m以下とする。              |
|         | 渡渉能力        | 水位80 cmでの走行が可能とする。                                   |
|         | 速度計目盛り調べ    | 訓令の規定に適合するものとする。                                     |
|         | 燃料消費率       | 高速・第5速で50 km/hで3. 5 km/L以上とする。                       |
|         | ブレーキ装置性能    | 訓令の規定に適合するものとする。                                     |
|         | 加速能力        | 発進加速200 mで23秒以下とする。                                  |
|         | 惰行能力        | 異常があつてはならない。                                         |
|         | 最高速度        | 85 km/h以上とする。                                        |
|         | 登坂能力        | 58 % (tan) 勾配の登坂が可能とする。                              |
|         | 最低速度        | 異常があつてはならない。                                         |
|         | 騒音          | 訓令の規定に適合するものとする。                                     |
|         | 排気          |                                                      |
| 機能      |             | 異常があつてはならない。                                         |

### 2.7 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、十分な防せい(錆)処理を行った後に、次の方法で上塗りを行うものとする。

- a) 車体外部は、次のいずれかによって塗装するものとし、塗色については、NDS Z 8201の色番号2314(OD色 7. 5Y 3/1)とする。
  - 1) JIS K 5572の2種又は同等品
  - 2) JIS K 5651の2種2号又は同等品
- b) シャン(機関、排気管及び消音器を除き、バンパ及びディスクホイールを含む。)は、黒色とし、契約の相手方の仕様によって塗装するものとする。
- c) 機関、排気管及び消音器は、契約の相手方の仕様によって塗装するものとする。

### 2.8 製品の表示

製品の表示は、次による。

- a) 1種銘板<sup>6)</sup>を、操縦室内の見やすい位置に取り付けるものとする。

注<sup>6)</sup> NDS Z 8011の角形銘板

- b) 3種銘板<sup>6)</sup>を、取扱上注意を要する箇所に取り付けるものとする。

## 2.9 標識

標識は、訓令に基づく調達要求元の標識を表示するものとする。

## 3 品質保証

### 3.1 検査

検査は、付表 1 による。

### 3.2 保証範囲

官側において、2.2の付加材等を取り付けて運用したことに起因する不具合については、品質保証の範囲外とする。

## 4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

## 5 その他の指示

### 5.1 補給・整備性の向上

契約の相手方は、納入後のかしを含む不具合に対応するため、納地に対しての体制を確保できるものとする。

### 5.2 携行工具・附属品・予備部品

携行工具、附属品及び予備部品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表 6～表 8 による。

表 6－携行工具

| 名称              |         | 数量 | 注記                                              |
|-----------------|---------|----|-------------------------------------------------|
| ねじ回し            | 5. 5×75 | 1  | J I S B 4 6 0 9 のねじ回し 普通形 強力級又は同等品              |
|                 | 8×150   | 1  |                                                 |
| 十字ねじ回し          |         | 1  | J I S B 4 6 3 3 の十字ねじ回し H形 2番 普通形又は同等品          |
| モンキレンチ          |         | 1  | J I S B 4 6 0 4 のモンキレンチ 全鍛造品 強力級 250 mm 又は同等品   |
| スパナ             | 10×12   | 1  | J I S B 4 6 3 0 の両口スパナ又は同等品                     |
|                 | 12×14   | 1  |                                                 |
|                 | 14×17   | 1  |                                                 |
| タイヤゲージ          |         | 1  | J I S D 8 2 0 1 の自動車用タイヤゲージ 高压用棒状指示式又は同等品       |
| プライヤ            |         | 1  | J I S B 4 6 1 4 のプライヤ 200 mm                    |
| 工具袋             |         | 1  | —                                               |
| スペアタイヤキャリア用ハンドル |         | 1  | —                                               |
| リリースボルト         |         | 4  | 駐車ブレーキ解除用                                       |
| 油圧ジャッキハンドル      |         | 1  | —                                               |
| 油圧式携行ジャッキ       |         | 1  | J I S D 8 1 0 1 自動車用油圧式(携行) 普通形ジャッキ 10 t B又は同等品 |
| ホイールナットレンチ      |         | 1  | —                                               |
| ホイールナットレンチ用ハンドル |         | 1  | —                                               |

表 7－附属品

| 名称      | 数量 | 注記                                                                           |
|---------|----|------------------------------------------------------------------------------|
| ホース     | 1  | 空気用, ストップバ(固定)機能付き, 8 m                                                      |
| ホース収納袋  | 1  | —                                                                            |
| 消火器     | 1  | 粉末消火器・ABC・1. 8 kg・自動車用(消防法の規格適合品)とする。ただし, 包装は, 除くものとする。                      |
| 非常信号灯   | 1  | 国土交通省保安基準適合品, 乾電池式(単3アルカリ乾電池), 懐中電灯兼用式, ミニチュアバルブ(2. 5 V以上, 0. 3 A), 肩掛けフック付き |
| 安全バンド   | 1  | 荷台用                                                                          |
| 予備タイヤ   | 1  | ホイール付き                                                                       |
| 始動用キー   | 1  | —                                                                            |
| ウインチカバー | 1  | —                                                                            |

表 8－予備部品

| 名称    |           | 数量 | 注記                       |
|-------|-----------|----|--------------------------|
| バルブコア |           | 5  | J I S D 4 2 1 1 のバルブコアB形 |
| 電球    | 制動灯・尾灯    | 2  | 24 V 21 W／5 W            |
|       | 後退灯       | 2  | 24 V 21 W                |
|       | 番号灯       | 2  | 24 V 10 W                |
|       | 管制用制動灯    | 2  | 24 V 5 W又は6W             |
|       | メーターランプ   | 2  | 24 V 3 W                 |
|       | ウオーニングランプ | 2  | 24 V 1. 8 W              |
| ヒューズ  |           | 2  | 7. 5 A                   |
|       |           | 2  | 15 A                     |
|       |           | 2  | 25 A                     |
| 収納箱   |           | 1  | 上記部品を収納できるもの。            |

### 5.3 承認用図面

契約の相手方は, 製造に先立ち, 承認用図面を提出し, 契約担当官等の承認を受けなければならない。

なお, 提出部数は, 3部とする。

### 5.4 申請書類

契約の相手方は, 訓令に基づく適用除外の申請のため, 次の書類各4部を契約後速やかに契約担当官等を經由の上, 調達要求元に提出するものとする。ただし, 契約担当官等が認めた場合は, 一部又は全部を省略することができる。

- 主要諸元表
- 外観三面図又は外観四面図
- 原動機性能曲線図
- 走行性能曲線図
- 主要部強度計算書

### 5.5 納入書類

#### 5.5.1 添付書類

添付書類は, 調達要領指定書によって指定する場合を除き, トラック1両ごとに取扱説明書1部とする。

#### 5.5.2 提出書類

提出書類は, 調達要領指定書によって指定する場合を除き, 表 9 による。

表 9－提出書類

| 名称    | 時期  | 数量 | 提出先   | 注記            |
|-------|-----|----|-------|---------------|
| 取扱説明書 | 納入時 | 1  | 調達要求元 | —             |
| 完成品写真 |     | 1組 |       | キャビネ版四面(前後左右) |

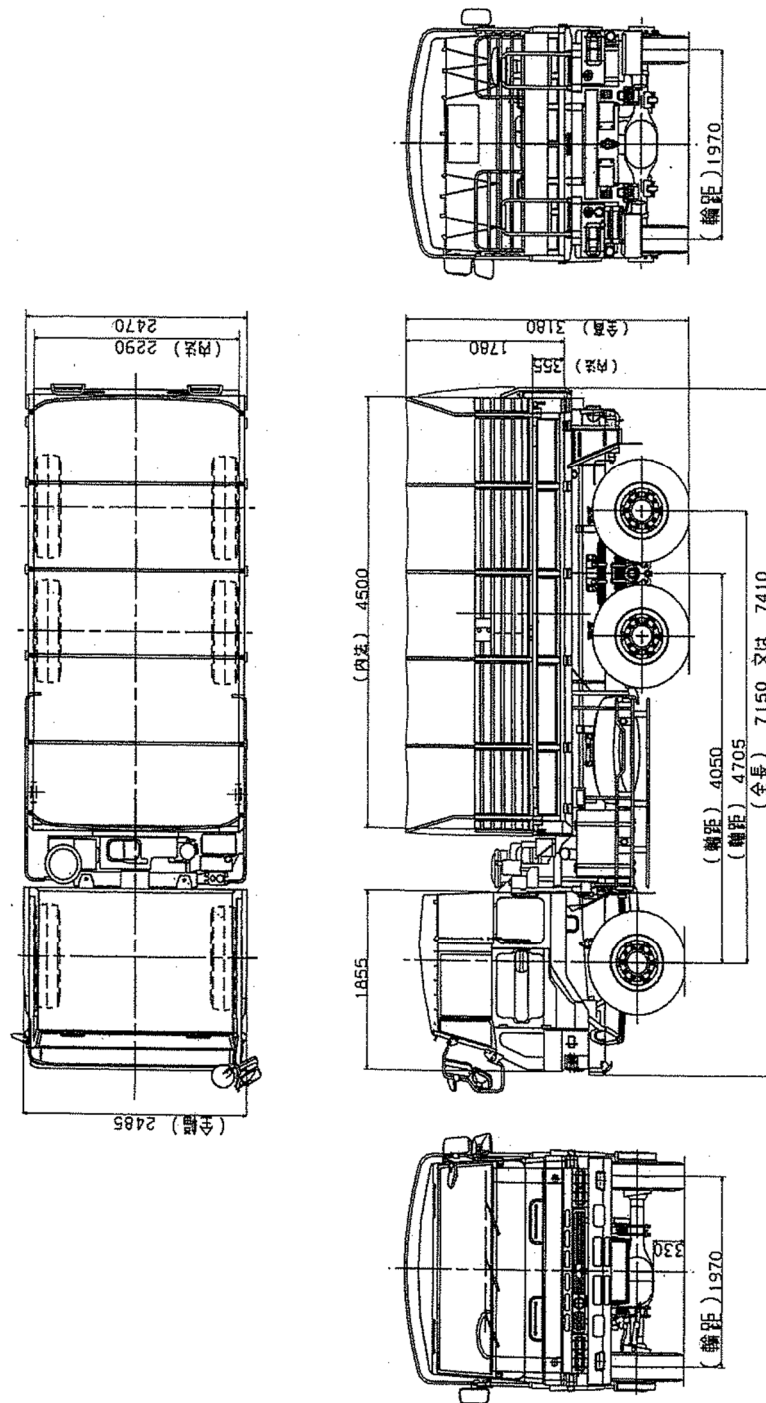
付表 1－試験方法

| 検査項目    |            | 試験方法                                                                                                                                            | 判定基準                                                                                                                                                                                           |
|---------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ねじ部品類   |            | —                                                                                                                                               | 2.4による。                                                                                                                                                                                        |
| 構造      |            | —                                                                                                                                               | 2.5.1による。                                                                                                                                                                                      |
| 形状      |            | 目視による。                                                                                                                                          | 2.5.2による。                                                                                                                                                                                      |
| 寸法・質量   |            | 空車状態で、トラックの全長、全幅、全高、軸距、輪距(前後)、最低地上高、荷台及び操縦室の寸法並びに車両質量について、計測器を使用して計測する。                                                                         | 2.5.2及び<br>2.5.3による。                                                                                                                                                                           |
| 外観      |            | 目視による。                                                                                                                                          | 2.6.1による。                                                                                                                                                                                      |
| 最大安定傾斜角 |            | 空車状態で、トラックを傾斜台に乗せ、トラックを右側及び左側に傾けたときの安定度を調べる。<br><br>なお、同一名称及び同一型式として、官側の完成検査を合格している場合は、省略することができる。                                              | 2.6.2による。                                                                                                                                                                                      |
| 走行性能    | 運行性能       | J I S D 1022及びJ I S D 1018によって最大積載状態で200 km以上走行し、その間各装置の機能、作動、漏れ、き裂、破損、異音、過熱などを調べる。<br><br>なお、この試験には、標準積載状態で起伏、凹凸のある場所を約10 km走行する不正地試験を含むものとする。 |                                                                                                                                                                                                |
|         | 最小回転(旋回)半径 | 空車状態で、かじ取りハンドルを右又は左に最大に操作して、低速で回転(旋回)した場合における最外側のわだちの中心点の軌跡の半径を調べる。                                                                             |                                                                                                                                                                                                |
|         | 渡渉能力       | 標準積載状態で、河底堅硬な静水中を走行して調べる。<br><br>なお、同一名称及び同一型式として、官側の完成検査を合格している場合は、省略することができる。                                                                 |                                                                                                                                                                                                |
|         | 定地試験       | 速度計目盛り調べ                                                                                                                                        | J I S D 1011による。                                                                                                                                                                               |
|         |            | 燃料消費率                                                                                                                                           | J I S D 1012による。                                                                                                                                                                               |
|         |            | ブレーキ装置性能                                                                                                                                        | 主制動装置の試験は、訓令に基づき実施する。ただし、走行試験の場合は、初速60 km/hで停止距離を測定する。<br><br>駐車ブレーキは、最大積載状態で18 %勾配(tan値)の平坦な乾燥したコンクリート又は同等の摩擦係数を持つ路面で停止できることを確認する。<br><br>なお、同一名称及び同一型式として、官側の完成検査を合格している場合は、資料の提示にかえることができる。 |
|         |            | 加速性能                                                                                                                                            | J I S D 1014による。                                                                                                                                                                               |
|         |            | 惰行性能                                                                                                                                            | J I S D 1015による。                                                                                                                                                                               |
|         |            | 最高速度                                                                                                                                            | J I S D 1016による。                                                                                                                                                                               |
|         |            | 登坂能力                                                                                                                                            | J I S D 1017による。                                                                                                                                                                               |

付表 1－試験方法(続き)

| 検査項目  |      |      | 試験方法                                                                            | 判定基準        |
|-------|------|------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 走行性能  | 定地試験 | 最低速度 | 最大積載状態で、舗装路面上を4 km/h以下の速度で10分間以上連続運行し、各部分の低速に対する作動状況、安定度などを調べる。                 | 2. 6. 2による。 |
|       |      | 騒音   | 訓令の規定に適合していることを確認する。                                                            |             |
|       |      | 排気   | 訓令の規定に適合していることを確認する。<br><br>なお、同一名称及び同一型式として、官側の完成検査を合格している場合は、資料の提示にかえることができる。 |             |
| 機能    |      |      | 作動、漏れ、異音、過熱などを調べる。                                                              |             |
| 塗装    |      |      | 目視による。                                                                          | 2. 7による。    |
| 製品の表示 |      |      |                                                                                 | 2. 8による。    |
| 標識    |      |      |                                                                                 | 2. 9による。    |

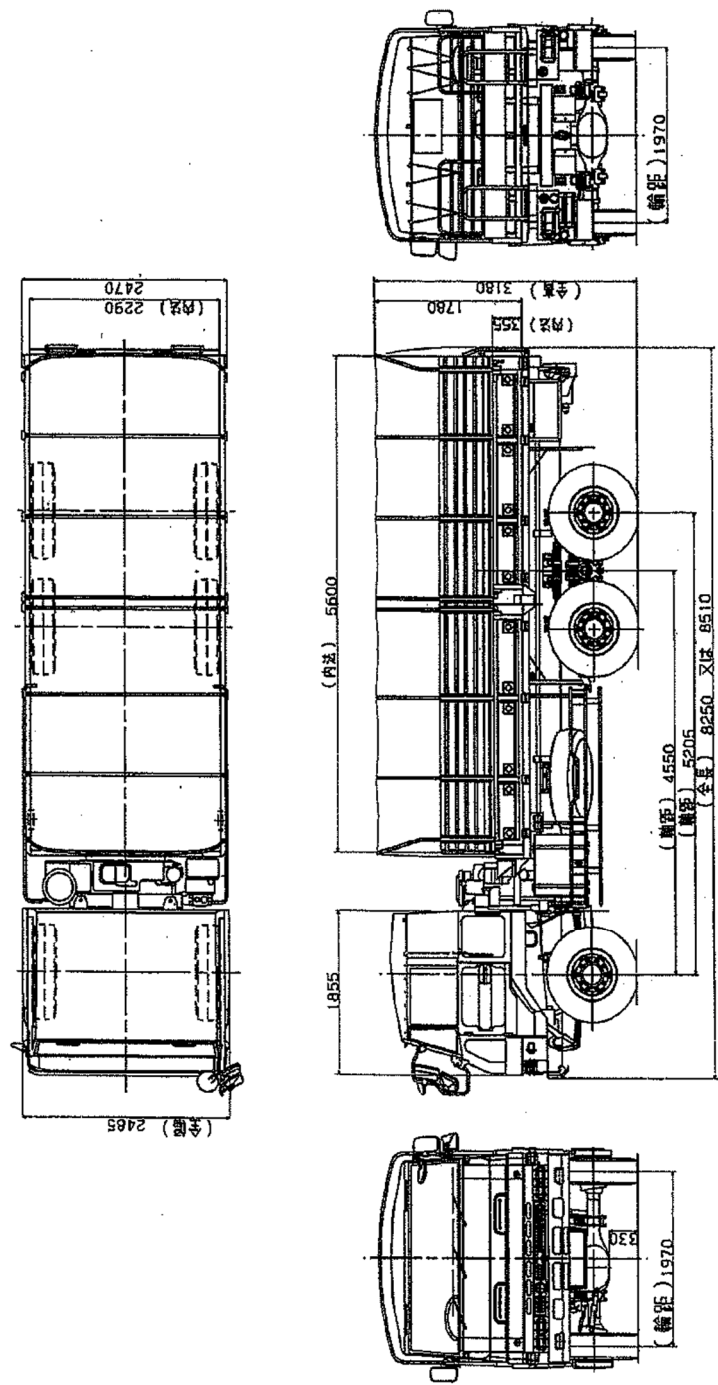
単位 mm



注記 トラックの全長は、種類が3½tトラックの場合は、7 150mm,  
3½tトラック(ウインチ付き)の場合は、7 410mmとする。

| 図番    | 付図1 | 名称 | 3½tトラック | 尺度 | — |
|-------|-----|----|---------|----|---|
| 防 衛 省 |     |    |         |    |   |

単位 mm



注記 トラックの全長は、種類が3½tトラック(長)の場合は、8 250mm,  
3½tトラック(長) (ウインチ付き)の場合は、8 510mmとする。

|     |     |    |            |    |   |
|-----|-----|----|------------|----|---|
| 図番  | 付図2 | 名称 | 3½tトラック(長) | 尺度 | — |
| 防衛省 |     |    |            |    |   |